

別紙

業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要

本会は、理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他一般財団法人の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制等（以下、内部統制システムという。）を整備している。

内部統制システムの体制及び 2023 年度における内部統制システムの運用状況の概要を以下のとおり記載する。

1. 理事及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(体制)

- ・ 本会の内部統制システムを確立し、実施し、維持し、継続的に改善するための指針として『内部統制マニュアル』を作成し、これを適正に運用する。
- ・ 本会のすべての役職員（グループ各社の役職員等を含む）が職務の執行に際し遵守しなければならない基本原則を掲げた『コンプライアンスマニュアル』を作成し、その浸透に努める。

(運用状況の概要)

- ・ 会長は、副会長 1 名をコンプライアンス委員長、コンプライアンス関係部所の長を委員にそれぞれ任命し、業務の適正性・適法性を確保する体制を整備している。
- ・ 相談窓口が受け付けたコンプライアンス案件は、コンプライアンス委員会において審議され、コンプライアンス違反が認められた場合は、適宜、常勤役員会及び常勤監事に報告されている。
- ・ 2023 年度は、相談窓口を外部委託し、本会およびグループ会社の職員等からの通報体制の強化・改善を図った。

2. 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(体制)

- ・ 本会が所有する情報資産の管理強化を目的とする『情報セキュリティ方針』に基づき、本会職員の情報リテラシーとセキュリティ意識を高める取り組みを継続的に講じる。

(運用状況の概要)

- ・ 理事会その他重要な会議の議事録は、それぞれの関連会規に従い適切に作成及び管理されている。
- ・ 理事、監事及び権限を付与された役職員に限り、これらの記録を隨時閲覧できる体制をとっている。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(体制)

- ・ 内部統制システムを機能させるにあたり、本会の経営に重大な影響があると予測できるリスク要因に十分配慮するものとする。

- ・『リスク管理規則』を制定した上で、全協会的に適用し、広範な業務におけるリスク管理を実施する。

(運用状況の概要)

- ・『リスク管理規則』に従い、本会全体で取り組むべき重大リスクを各部が識別した場合は、毎月開催する執行役員会に随時報告し、適時的確なリスク管理を行っている。
- ・2023年度は、不正会計リスク低減のため、国内外の経理規則改正を行い、職員への浸透を図った。

4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(体制)

- ・上位組織における権限及び責任の明確化を図り、理事の職務の執行が効率的に行われることを確保する。
- ・理事の監督機能と業務執行機能を明確にするため、執行役員制度を運営する。本会の目的である事業（業務）を執行する理事等を執行役員とし、理事会の決議により選任するものとする。

(運用状況の概要)

- ・理事の職務の執行にあたっては、会議体への付議事項を定めた各規定に基づき、理事会、常勤役員会及び執行役員会といった組織横断的な各種会議体に適切に付議し、総合的に検討したうえで意思決定を行っている。
- ・理事会の決議により選任された執行役員は、中期経営計画（2023年～2026年）に基づき業務を執行している。
- ・2023年度は、執行役員への支出決裁権限の委譲範囲を拡大することで、業務執行理事による経理業務の効率化を図った。

5. 監事がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における、当該使用者に関する事項及び当該使用者の理事からの独立性に関する事項、並びに監事の当該使用者に対する指示の実効性の確保に関する事項
6. 理事及び使用者が監事に報告をするための体制、その他の監事への報告に関する体制及び当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制、並びにその他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制
7. 監事の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続、その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

(体制)

- ・上記5.から7.に掲げる事項を含む内部統制システムに関する基本方針を策定する。

(運用状況の概要)

- ・『監事監査規則』に基づき、監事事務局に監事の職務を補助する担当者を置き、監事の職務の補助業務を執行する体制を整備している。
- ・監事の職務の執行に必要となる費用については、監査計画に基づき予算措置とともに、本会の経理手続きの中で適正に支払われている。

- 理事会の開催前に監事会を開催し、理事会付議事項を事前に審議することで、監査の実効性を強化している。

8. 本会及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(体制)

- 本会は、グループ全体を通して適正に業務を執行できる体制を構築する。
- 『コンプライアンスマニュアル』を本会グループ会社にも適用するとともに、各社における社内規程の整備を図る。

(運用状況の概要)

- グループ会社の管理体制を強化すべく、本会が「関係会社管理に関する規則」を運用するに際し必要となる対応及び協力に子会社が応じることを定めた協定書を締結している。

以上